

第46回  
東京地方裁判所委員会  
(平成31年2月12日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第46回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成31年2月12日（火）午後3時30分～午後5時

### 第2 場所

第一中会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

### 第3 出席者

（委員） 垣内正（委員長），伊藤雅人，門柳明子，坂本かよみ，柴垣明彦，陣内紀恵，高瀬浩造，高野佳子，内藤順也，中田治子，早瀬保行，本間健裕，増田悦子，増田径子，松井洋，森本英彦，渡部勇次

（事務局）東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁刑事部所長代行者 島田一

東京保護観察所首席保護観察官 濱近羊子

### 第4 議題

「刑の執行猶予と保護観察について」

### 第5 配布資料

- ・島田一東京地裁刑事部所長代行者作成「刑の執行猶予と保護観察」と題するパワーポイント
- ・濱近羊子東京保護観察所首席保護観察官作成「刑の執行猶予と保護観察について」と題するパワーポイント

### 第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（垣内委員，中田委員，松井委員）
- 3 委員長の選出
- 4 議題

【発言者の表示＝◎：垣内委員長，○：委員，■：プレゼンター】

「刑の執行猶予と保護観察について」について，プレゼンターによる説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

- ◎ どうもありがとうございます。お二方から御説明いただきました。何か御質問とか，分からなかったところとか，もう少しお話を聞きたいところとかありませんか。
- 2点質問がございます。まず1点目です。先ほど御説明の中で，刑の一部執行猶予として猶予される期間は，4か月から6か月の例が多いという話がありましたが，裁判官としてこの判断をする際に，4か月にするのか半年なのか半年以上なのかという一部猶予の期間についての判断のときの悩みと，全部執行猶予なのかそうじゃないのかというところの判断のときの悩みというのは，同じ資料に基づくものだと思うのですが，悩みとしては違いがあるのかないのか，という質問が1点です。

もう一つは，保護観察官にお伺いしたいのですが，一部執行猶予の制度が始まってそんなに経ってないので集積がないと思うのですが，いただいた資料の平成29年のところの全部執行猶予，受理が219件，うち再犯取消が56件とあります。これはそうすると4分の1ぐらいが再犯取消になったという理解でよろしいのでしょうか。また，30年，一部猶予の方の合計101件の受理のうち，再犯取消が2件と読めるのですが，もしそうだとすると，割合とすれば平成29年と比べると少ないように読めるのですが，そういう理解でいいのでしょうか。そうすると，全部執行猶予の方の場合に再犯率がかなりあり，他方，一部執

行猶予の場合には再犯率は少ないと読めます。これは何か現場で担当されていて、その違いの理由というのがもし御感想でもあればお聞かせ願いたいと思います。

- 最初の質問について、刑事裁判の場で一部執行猶予を付けるかどうかという判断、そして一部執行猶予を付ける場合、その猶予する刑期をどのぐらいにしたらいいのか、この辺りについてお話ししたいと思います。前提として、一部執行猶予というのは、まだこの制度が始まる前であれば、実刑になったものの中から一部執行猶予の方がよいという場合に言い渡すものです。まず、悩むのは全部実刑なのか一部執行猶予なのかという点です。一部執行猶予の要件を考えるわけですが、その必要性があるかどうか、つまり再犯のおそれが余りないという人についての場合でも実刑にせざるを得ないときがあるわけですね。それから、相当性の要件で、やはり本人に更生の意欲があるかどうかとか、犯罪の種類によって社会内で処遇する適切なプログラムがあるかどうか、こういうところが重要になってきます。

続きまして、この猶予する期間について、一部執行猶予するときに4か月と6か月で何が違うのかですが、まず一つは、全体として言い渡される刑罰の長さ、これが1年6か月なのか2年なのか3年なのか、これとのバランスというのはい一つあると思います。全体の刑のうち、どのぐらいの期間を一部猶予にしたらいいのかということを考えます。また、その猶予される期間が余りにも短過ぎると、むしろ御本人にとってかなり負担になる場合もありますので、やはりある程度まとまった期間を一部猶予の対象にする刑期としたほうがよいのではないかな等を考えて、4か月が妥当なのか6か月が妥当なのか検討して言い渡しているもの思っております。

- 二つ目の質問についてお答えします。レジユメの平成29年のところの全部執行猶予、受理が219件とあるのは、平成29年に新たに受理した件数です。終結のうち再犯取消が56件というのは、平成29年に終結した件数のうち、再犯取消が56件であるということの意味しているので、219件から再犯したとい

う意味ではありません。実際は、繰越件数が904件ございますので、分母が1000を超えているということになります。それに対して、一部執行猶予は制度が始まったところなので累積の分はまだ少ないという状況です。ようやく去年からぽつぽつ出てきているのみで、まだ完全にスムーズに動いているわけではないので、今のところ、違いがあるとしたら、実刑になっていることで反省が内面化されているところもあるのかなと思ってます。全部猶予の場合は、裁判所で言い渡されると社会の人間になりますから、そこが違うところかもしれません。これを考察するのはもうちょっと長い、何年かしないと一部猶予がどうなのか申し上げることができないので、今のところはこのコメントで御容赦いただければと思います。

- 保護司は東京に約3500人おり、私はそのうちの1人で、法務大臣から委嘱されたボランティアということで、保護司をやっていますので、実情を紹介させていただきます。

保護司は学校関係の校長先生を辞められた方、医師、主婦、事業主の方などがおり、そういう方たちが結構意欲的に責任感を持って対象者に当たっております。

刑務所内で、対象者がどちらに帰住したいか、引受人を誰にするかなどを確認します。例えばその対象者の帰りたい地域が、私の地域だと、そこで保護観察所から依頼を受け、環境調整として、大体2年間ぐらいその引受人に会う機会があります。最初は半年に1回、3か月に1回、だんだん出所が近くなってくると1か月に1回とかいう形で、その引受人との信頼関係を作っていきます。また、手紙のやりとり等もして、本人が今後どうしたいのか、仕事はどうなるのかとかも聞いたりします。もともと、満期釈放になると、もう保護観察が付かないので、その場で終わってしまいますが、例えば、仮釈放で3か月ぐらい前に出てきますと、保護観察所の主任官と一緒に資料等のやりとりをして、保護観察が始まります。

自分の自宅にその対象者が月2回ぐらい来訪したり、往訪とって、こちらから引受人のもとに往訪したりします。一般遵守事項、また特別遵守事項に従って、違反はしてないか等を確認しまして、それを報告書にして観察所に提出しますが、長く保護観察があったほうがやはり改善・更生できるのではないかなと私は思っています。満期だと本当に何も追えませんし、やっぱり社会の中で仕事をして、引受人の協力があればいいんですけど、そうでない方もたくさんいらっしゃいますので、やはりそうやって見てあげる人が必要ではないかなという事は感じております。

一部執行猶予制度ができましたが、刑務所内では薬物なんかとても使えませんが、一般社会に出てくると、仲間うちとすぐ次の日に再犯した者もいます。薬物は依存傾向が高いので、家庭内で引受人も大変だったりして、再犯、また再々犯とって、再犯率がとても高いです。その辺のことも考慮すると一部執行猶予の社会内処遇のメリットはとてもあると考えております。

保護観察が無事終わったときがやっぱり一番やりがいでありまして、観た人たちはその後は全然会うこともしませんが、地域の中にいるので、ちゃんと仕事しているか等の情報が入ってきたりはします。あと、少年事件は、オレオレ詐欺も多いのです。御両親等がきちっとしてればいいのですが、なかなかそういう御家庭が多くなって、再犯も多いですし、なかなか普通に健全に更生できるという例が余りなくて、どうしてもまたその次となってしまうので、地域の中でもそういった人たちを応援する関係機関とみんな連携して1人でも多く更生できればと思ひ、そういうのをやりがいにしてやっています。

- 再犯防止の観点から言うと、社会内処遇が非常に重要であって、着目すべき分野だということは間違いないだろうと思ひています。社会復帰というのは結局その社会の中にまた戻すことでもありますので、どういふふうにして社会にランディングしていくかということが極めて重要なことなので、そのための種々の施策を法務省も企画立案しているところだろうと思ひています。今、私は法務省の立場とい

うより検察の立場でもありますので、そういう意味では私どもも、刑の軽い重いだけではなくて、再犯防止の観点から執行猶予であるとか、あるいは保護観察というのを適切に、求刑意見として論告をするわけでありましてけれども、その中でやみくもに実刑ということではなくて、適切な事案においては保護観察等を求めていくということは、これまでもあったかというふうに思っております。

ただ、実刑か保護観察付の執行猶予かなかなかその判断がどちらもあるかなというような事案というのもあるところでありまして、そういうところにおいて、例えば自ら病院に通いますとか誰々の監督に付しますというところが、法廷戦略になっているような部分もなくはないので、そこら辺の見極めといいますか、しっかり、例えば薬物で病院に通院して治療するというのであれば、それが履行されるように、あるいは履行されているかというのをきちっと確認しています。その部分を間違えるとすぐまた再犯ということになってしまうので、意識しなければいけないなどは思っています。公的な保護観察に付していただくという部分は、その部分が履行されると約束されるということになりますので、社会内処遇を十全に履行するに当たっては非常に有用な方法であろうかというふうには感じている次第です。

- 裁判官裁判よりも裁判員裁判のほうが保護観察を付けていらっしゃるということですが、ボーダーライン上にあったときに、裁判員裁判では、保護観察を付けて早く更生することを期待しているのではないかという気がします。

保護観察の役割の重要性というのが注目されているのかなと思う一方で、先ほどの説明だと非常に保護司の方が少なくなっているようですが、何か保護司のなり手を増やすための、掘り起こしのような活動はされているのでしょうか。

- 従来の保護司さんは、御自宅に対象者を呼んで生活状況を報告させるということが基本でした。それはそれなりの良さがあって、昔は7割が少年保護観察でありまして、不遇な家庭環境の中で育った子が多いので、健全な社会で健全な家庭を見て体験させることが処遇効果とされていましたが、近年は少年人口が減って成

人が多くなり、逆転しています。それに伴って保護司さんのライフスタイルも変わりまして、マンションの保護司さんなど密室化したお宅が多くなり、お宅には対象者を呼べないということで、ちゅうちょされる方も多いので、近年は保護司活動の拠点となるサポートセンターを予算化して設置していただいて、そこで面接場所を確保することになっていまして、東京も33の保護区のうち約20か所にサポートセンターが設置されています。来年度には全地区にサポートセンターを作るように検討しておりますので、保護司さんが御自宅に招かなくても、地域のサポートセンターで対象者と面接するという体制を整えたいと考えております。

○ それに関連して、保護司さんと対象者の相性って非常に大事だと思ったのですが、マッチングのようなこともやってらっしゃるのでしょうか。

■ はい。保護観察対象者と保護司さんの相性を考えて、保護観察事件若しくは生活環境事件が保護観察所に来ますと、通常、保護観察所では地区制をとっているもので、地区の担当官は、この地区のこのケースはこの保護司さんでどうかということを考えて、少年、執行猶予の保護観察も保護観察処分少年も、まず保護観察所に来ると、このような保護司さんに担当をお願いしたいと思うんだけど、どうかかなんて言ったりします。そうすると、例えば親御さんが、この保護司さんはうちの菩提寺の和尚さんなのでちょっとやめてくださいとかとおっしゃる方もいて、そういうことも含めてマッチングしています。

○ 私は30代後半から保護司をやっておりますが、観察所が保護観察対象者とのマッチングを考えて下さっており、成人男性より少年の対象者や女性がほとんどでした。先ほど、サポートセンターのお話がありましたが、最近ではマンション在住の保護司もおり面接には配慮をしているようです。東京でもサポートセンターの設置がすすんでおり、会議や面接等の保護司活動をサポートして下さっております。

○ 質問よりもちょっと感想になってしまうのですが、仕事柄気になることが幾つかあって、保護プログラムの中での教育と治療というのを区別するのは非常に難

しいわけですけど、もしかすると教育ではなくて治療に移らないといけないんじゃないかというのも結構あるんじゃないかという気がします。ただ、どういう方に治療が向くという話はすぐには出ませんので、いろんな立場から検討される必要があると思います。

それから、先ほどの保護司の方々のやりがいを考えると、やはり自分たちが仕事をした対象者が再犯するというのは、どうしても問題が大きいかと思います。実刑がいいのか保護観察がいいのか迷われるという話がありましたが、そういった部分も、過去のデータ等を見ながら、どっちのほうがいいのか、どういう方々が保護観察で再犯率が少ないのかがもし分かるのであれば、そういったことも参考にして判断をしていくということは必要かなと思います。

今のプログラムはどちらかというところ、特定の人にどうこうというのは実施されていると思うのですが、なにか全体的にやろうという話で、それはそれでうまくいっていると思うのですが、全体的にやってみようという話になった場合は、次は、個別にこういう方々にはどういうプログラムがいいのかを検討する必要があるのではないかと思います。もしくは、こういう場合は実刑のほうが再犯率が低いとか、こちらの場合は保護観察の方がいいというようなことが分かれば、判断もその辺りはもっと有効的にできるのかなという気はします。

ただ、再犯率だけが意味のある結果なのかという問題もあるので、その辺りはまた見直さなければいけないと思います。ただ、私たち素人にとって簡単に分かるのは、やはり再犯率を下げるということが最も重要な感じがするので、まずはその辺りで検討されれば、もしかするといいかもしれません。私たちの職種は、闘っている相手が病気なので、再発率というのをものすごく問題にします。その再発率を下げるために、ありとあらゆるデータ処理をやって、それに基づいて判断をしています。ですから、同じ手法が使えるとはちょっとと思いますが、私たちの職種ではそういうことを日常的にやっているのだから、その辺りがもし有効であるのであれば、導入される意味はあるのかもしれないというふうに印象を持ちま

した。

■ 私どものやっているプログラムは、どの保護観察官がやってもできるプログラムというのを目指しております、治療とはちょっと違うと思います。教育プログラムをやっておりますが、例えば、精神保健福祉センターとも連携しておりますので、ある程度、病気、精神的な状態が悪い状態になるという話になると、そこに繋ぐということもやっております。ただ、私どもの機関は全国で、1000人ぐらいしかいませんので、やはり実効性を上げるのは、教育プログラムにちゃんとついてきてくださる方を中心に考えざるを得ない部分があります。精神障害者等でプログラムができないという話になりますと、なかなか手当てがおろそかになってしまっています。一部猶予は長いプログラムが付きますので、やはりそういう方を見渡していただければありがたいなと思っております。

◎ 委員のおっしゃった再犯率を細かく見るといった、そういう目でデータを集めたりはしてないですかね。

■ 先ほどのお話の部分で、実刑か保護観察かとかいうときにどういう選択肢をするのが一番再犯を防げるかというデータについてですが、そのようなデータは裁判所にはございませんが、感想的なことで申し上げるとすると、精神障害が犯行動機と結び付きが高いといったような場合ですと、全部執行猶予を付けて保護観察にする。ただし、そのときに特別遵守事項として精神科への通院を必ずやることという形で保護観察所にも御協力いただきながら病院に通院してもらうというパターンが一つございます。それから、医療観察法という制度がございまして、精神病の影響で事件を起こしてしまったけども執行猶予が付いたといった場合に、医療観察という、保護観察とは違う制度ではありますけども、保護観察所が担当している分野がございまして、その後の手続はそちらのシステムに乗っていくということがございます。

○ お医者さんの場合は、日常的に再発率を考えているというお話しでしたが、被告人が再犯を起こすかどうかを予測するのは実は大変困難なのです。初犯の場合

はほとんど不可能なのではないかという気もいたします。もっとも、例えば、同種の前科前歴を多数持っている被告人の場合には、再犯のおそれが顕在化しているといえるでしょう。司法の分野での第一義的な問題意識は、このような人たちに対してどういう対処をとるのかということなのです。これまでは、それについても余り有効な方法がなかったのではないかというのが私の個人的な感想ですが、数年前から、今日御説明があったように各種の専門的処遇プログラムというのを保護観察所で導入されて、それは実際かなり役立つのではないかと、裁判官の間でもかなり期待度が高まっております。特に薬物については、先ほど御説明があったようなプログラムをやっていただくことによって社会で穏やかに着地していけば、再び罪を犯さなくて済む人が相当数いるのではないかと考えています。その辺りが、裁判官が保護観察を選択する率が増えている原因の一つではないかと思えます。裁判員が入ったこともありますけども、その辺りのことが非常に大きいのではないかなというのが私の感想です。

○ 以前、検察の方からお話があったと思うのですが、こういう教育プログラムや治療とは別に、例えば高齢者で生活苦から窃盗を繰り返すとか、認知症の方々にはあまり保護観察は付かないものなのではないでしょうか。それから、もし付いたとしたら、保護司さんたちの地域での行政機関との連携や、どういった地域の資源を使ってその生活を支えていくかというのは非常に大変ではないかと推察されるのですが。

■ 結構あります。類型別処遇といって、65歳以上を高齢者類型として、その類型に合わせた処遇をするのですが、その高齢者類型の方が今23区内で65名ぐらいいいます。結構長年保護観察を受けている方も多いというイメージがあります。年金で十分な人は少ないので、地域の福祉と連携して生活保護を受給して、生活保護で生活している人が多いということが判明しました。そのうち認知症の方の人数等については、まだ調べていないのですが、所在不明になる方もおり、だんだん多くなっていると思います。なお、この5年ぐらいで仮解除になった高齢者

は2件ありましたので、ちゃんと良好だと仮解除になるような事案もあるのだなとほっとしました。

○ 今の点ちょっとよろしいですか。ちょうど一番新しい犯罪白書を持ってきておりました、犯罪白書の特集が高齢者、進む高齢化と犯罪ということで、いろいろ分析されているのですが、御指摘のとおり高齢者については高い再犯率ということと再犯期間が短い、要するに短い間に再犯するという分析になっていまして、いわゆる65歳以上のものについては再犯率というのが5割を超えている状況になっているのがデータではあります。そのほかいろいろ特徴があるようですねけれども、例えば事件を起こして、検察において起訴猶予という形で起訴をしないという判断もありますし、またその先には裁判で執行猶予になるということもありますし、場合によったら累犯を重ねて刑務所に行かざるを得なくても、いずれは社会に出てくるということですが、社会に戻るときの支援というのは絶対的に必要だという分析がされています。実際、施策としても、例えば東京地検でも社会復帰支援室というのを作っております、起訴しないという判断をする事案においても、そのまま釈放ですから帰ってくださいというだけではなく、自治体であるとか、保護観察所、場合によっては弁護士さんとか法テラスとかそういうところと連携をしてつないでいく。また、更生緊急保護という制度がありますが、住宅であるとか仕事面であるとか、あるいは生活保護の受給手続であるとか、そういう形での環境整備というものをしていくというのが特に具体的な運用として検察庁もさせていただいているところでございます。

◎ ありがとうございます。いろんな問題点がつながっていることが見えてきたように感じます。どうもありがとうございました。

#### 第7 次回のテーマについて

それでは、次回のテーマですが、前回の委員会でお話が出ていた「裁判所の広報等」について議題とさせていただきたいと思います。

#### 第8 次回、次々回の開催期日について

次回期日：6月7日（金）午後3時30分

次々回期日：10月23日（水）午後3時30分

以上